

実施要領Q & A

● 1 - (3)の「障害者総合支援法第 58 条適用について理解されているか」の意味は。

生活保護は、保護の補足性の原理（他の法律又は制度の適用を受けることができる場合は、保護に優先して行われるものとする（生活保護法第 4 条））に基づき実施されます。

そのため、心身の障害を除去・軽減するための医療（精神通院医療，更生医療，育成医療）を継続的に要する病状にある場合は、「保護の補足性の原理」から自立支援医療制度を活用する必要があります。

指定自立支援医療機関においては、自立支援医療制度に該当する場合は、被保護者に対して該当する旨の助言等をしていただくとともに、制度適用後の医療費については生活保護の医療費とは区別して、診療報酬支払基金へ自立支援医療費として請求していただいていることを意味します。

障害者自立支援法

第 58 条（自立支援医療費の支給）

市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第 54 条第二項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療（「指定自立支援医療」という。）を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。

2 指定自立支援医療を受けようとする支給認定障害者等は、厚生労働省令で定めるところにより、指定自立支援医療機関に医療受給者証を提示して当該指定自立支援医療を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りではない。

3～6 略

● 2 - (5)の「長期入院」の長期は、どのくらいの期間を指すのか。

長期入院とは、医療扶助による入院患者が、180日を超える入院をいいます。

※昭和 45 年 6 月 10 日 社保第 72 号 厚生省社会局保護課長通知

● 2 - (5)の「長期外来」の長期は、どのくらいの期間を指すのか。

長期外来とは、医療扶助による外来患者が、同一疾病により、一年以上（他法又は自費による外来受療期間を含む。）継続して受療している場合をいいます。

※昭和 46 年 4 月 1 日 社保第 59 号 厚生省社会局保護課長通知

● 2 - (5)，2 - (6)の「療養指導」とは何か。

療養指導とは、主治医の診断により療養上必要とされた場合を除き、長期入院，長期外来，頻回受診，頻回転院等の定義に当てはまるとされる被保護者に対し，療養上の適切な受診日数等を説明し，管理・指導できているかをいいます。

● 2 - (6)の「頻回受診」の頻回の回数は。

頻回受診とは、医療扶助による外来患者（歯科を除く）が、同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診し、把握月の通院日数と把握月の前月及び前々月の通院日数の合計が40日以上になる場合をいいます。

※平成 14 年 3 月 22 日 社援保発第 0322001 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知

● 2 - (6)の「頻回転院」の頻回の回数は。

頻回転院とは、医療扶助による入院患者が、90日間に居宅に戻ることなく2回以上続けて転院した場合をいいます。

※平成 26 年 8 月 20 日 社援保発第 0820 第 1 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知